

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和8年2月27日（金）

開 会（午前10時0分）

【議 事】

○議案第36号「所沢市生涯学習推進センター運営協議会条例を廃止する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本亮三委員

花岡議員の議案質疑が途中で切れたので改めて伺うが、センターの所管事務である教育臨床及び教育相談の支援に関することは、社会教育には含まれないと感じるが、今後どの協議体で協議されるのかを聞いていたと思うが、改めてこの部分の答弁を伺いたい。

奥井社会教育
課長

教育臨床研究エリアについては、主に就学相談や未就学のお子さん、児童生徒が特別支援学級に行くのか、特別支援学校に行くのかといった少し専門的な業務を行っておりますが、既にこれまでも医者や大学教授といった外部の有識者の方からの御意見を取り入れながら事業運営がなされてきたという実態が既にごございますので、この社会教育委員会議に生涯学習推進センター運営協議会が統合された後については、社会教育委員会議で特段扱う必要はないと考えております。

石本亮三委員

令和5年度の機構改革によって社会教育課に統合され、社会教育課に属する施設という位置づけとなったと思うが、なぜこうしたタイミングだったのかお聞きしたい。

奥井社会教育
課長

令和5年度に機構改革があったわけですが、生涯学習推進センター運営協議会の委員の任期が令和5年度から令和7年度にかけてございましたので、一旦協議会を存続させて、その上で判断していこうということでした。

石本亮三委員

この委員会の趣旨として、教育委員会会議の会議録で、このまま趣旨が近い二つの会議をそれぞれ運営していくのか、あるいは一つに統合することができないかと検討してきたということがあって、社会教育委員会会議で生涯学習推進センター運営協議会の内容が重複している会議録を見たことがないため本当に似ているのか聞いていたと思うがいかがか。

奥井社会教育
課長

社会教育と生涯学習という概念は非常に親和性が高いということがありますので、それを扱う二つの審議会が所管する内容が類似しているという意味合いで説明をしたものでございます。

石本亮三委員

確かに生涯学習推進センター運営協議会が協議ではなく報告に終始しているように見受けられていて生涯学習推進センターの職員は年々減っ

ているというのか、協議会をなくすのではなくて生涯学習推進センターの機能を充実させていく必要性の認識があるのかと聞いたかったらしいのだが、これに関してはいかがか。

池田教育総務
部長

まず生涯学習推進センター運営協議会が報告事項に終始していたというような事実はございません。例えば若い世代をどのように取り込んでいくのかというようなテーマですとか、センターを子どもたちの居場所づくりに活用できないかなどの様々な視点で協議がこれまでも行われてきて、意見を実際事業化という形で運営に反映させてきたという実態がございます。

あとは職員の数が生涯学習推進センターを開設した当時、平成21年度になりますけれども、当時は生涯学習推進センターそのものが部・課・係というところの課に相当するところだったということもございまして、正規職員だけでも14名おりました。その後令和7年度には現在正規職員は7名と半減しているような状況です。といいますのも現在は社会教育課の下部組織になっているということでございます。

なお、令和3年度にふるさと研究事業の所管がセンターから文化財保護課に変更されているということもございまして、職員数が減少しているというのはそういった背景もあるということでございます。今後協議の場が社会教育委員会議に移ったといたしましてもこれまで以上に活発な審議を期待しておりますし、教育委員会といたしましても、生涯学習

推進センターの事業運営には、これまで以上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

石本亮三委員

そもそも論を確認したいが、生涯学習推進センターの今回廃止する運営協議会は、生涯学習推進センターの中に早稲田大学を誘致するという
ことで、運営協議会でも話されていたのではないかと思うが、池田部長
がその頃社会教育課にいたので伺いたい、この推進センター運営協議
会は、私は結構早稲田のことを議論していたというイメージがあるが、
最近の当選されてきた議員は早稲田があったことすら知らないというこ
ともある。そのときどういう経緯でできたのか、思い出せる範囲で構わ
ないので、お答えいただきたい。

池田教育総務
部長

もう少し前の段階から申し上げますと、まず昔、埼玉県立所沢青年の
家というものがございました。そこが県から所沢市に移管といたしますか、
土地建物ごと所沢市に無償譲渡があつて、ちょうどその当時私は社会教
育課におりまして、あそこをどうするかという全庁的な議論の中で、生
涯学習の拠点施設を整備していこうということで、青年の家を生涯学習
センターにしたという経緯がまずございます。

並木東小学校の中央小学校との統合というようなところもございまし
て、それで生涯学習センターについては、今は未来館ということで切り
替えがされ、並木東小学校に生涯学習センターを移して、生涯学習推進

センターという新たな組織を持っていきましょうということになりました。建物も元学校ですから、かなり大きいということもございまして、生涯学習センターの機能だけではということもあり、また早稲田大学のほうからはぜひ大学院の一部にということ、要は所沢市の持っている施設の有効活用も含め、また大学の地域への貢献ですとか学術研究といったことも含め、教育委員会サイドからも早稲田大学のほうからも、そういった意見が一致し、そこにまず早稲田の大学院の機能の一部を組み入れるという話が出て、そこに今は文化財保護課に統合されたふるさと研究というような部門も同時に持っていきましょうということで三角形の構造が出来上がったというのがまず今、石本委員がおっしゃったとおりの背景となっております。

運営協議会ができたというところも、ちょうどその辺りで三つの異なるものが一つの建物の中に入ってきたということがあったものですから、それぞれの連絡調整やそれぞれがどんなことをやっているのかということ、それを共有していこうということから始まったのが運営協議会だったのではないかとこのところではあります。ただ、先ほど来、課長の答弁にもありましたように早稲田と学校教育との連携で、今度は教育臨床のほうに事業が移動していったということもあります。それからふるさと研究が文化財のほうに移ったということもありまして、学校教育のエリアはいわゆる教育総務部で所管すべきではないということ、それからふるさと研究が文化財に入ったということから、ふるさと研究のことも文化財保

護委員会のほうでの審議事項になったということもあって、生涯学習分野のものだけになりそうだといいところもございますので、このタイミングで社会教育委員会議のほうに移管するという形で今回提案をさせていただいているということでございます。

石本亮三委員

私も当選してからずっと見てきている間で生涯学習推進センターに早稲田があったが、今は早稲田もなくなっているなど、あそこはいろいろと変遷があったのではないかと思っている。例えば撤退するなどいろいろな話があったが、とりあえず今までは生涯学習推進センター運営協議会で議論はされてきたという経緯はあると思うがいかがか。

池田教育総務
部長

委員のおっしゃるとおりでございます。

矢作いづみ委員

今回条例廃止ということで提案されているわけだが、先ほど社会教育委員会議に移管していくというお話があったが、生涯学習推進センターは残るわけで、これを廃止することになるとここにかかる運営に関する協議はほかの条例の部分に規定されるというようなことがあるのか。

奥井社会教育

生涯学習推進センターの運営をどこで協議するのかということを条例

課長

や規則レベルで文言として残るのかというと、それは残らないということになります。

矢作いづみ委員

先ほど運営協議会の委員の任期が令和5年から7年までだったという話があったが、任期はいつからいつまでだったのか。

奥井社会教育課長

令和5年10月1日から令和7年9月30日まででございます。

矢作いづみ委員

一昨日の議案質疑の答弁かヒアリングで、運営協議会の委員の任期が切れていても、委員は存在しているという御説明があったかと思うが、そこを確認したい。

奥井社会教育課長

令和7年度に任期の更新をしなかったということがありますが、それは会が解散したという概念ではないという趣旨の説明であったかと思えます。

矢作いづみ委員

委員の任期が切れているということは事実上実態がないという状態だと思うが、そういう状態で、このタイミングで廃止の条例が出てきたというところがよく理解できないため御説明いただきたい。

奥井社会教育
課長

令和7年10月から新しい委員を委嘱して、条例を廃止する条例を出すことを予定しながら、半年間だけ委嘱するという判断をしなかったということでございます。

矢作いづみ委
員

たしか令和7年2月に最後の協議会が開かれたということだったと思うが、今年度も予算上は入っていたと思うが、運営協議会を開いて、条例廃止について委員の了解を得て任期満了前に議会に諮って、任期満了時点での廃止を提案するということも可能だったかと思う。

令和7年度の中で協議会を開いて、廃止についても協議会の中できちんと協議も行って、その上で任期満了前に議会に議案として提出することも可能だったのではないかと思うが、そうならなかったことについて御説明いただきたい。

奥井社会教育
課長

おっしゃるとおり、可能性としてそういった選択肢も取れなくはなかったと考えておりますが、この協議会の慣例のスケジュールとしまして、通常秋に1回、冬に1回という形で進めてきておりましたので、令和7年2月の協議会では令和6年度の事業の1年間の様々な報告をさせていただきます、意見交換をしたということがありますが、そうすると令和7年の前半にとりあえずは協議会を統合するという以外の特段の議題があるわけでもなかったもので、判断を少し迷いましたけれども個別に委員を訪問して協議会を社会教育委員会に統合するということは、丁

寧に説明をしていったほうがよろしかろうということで、そのような判断になったということでございます。

矢作いづみ委員

個別に訪問して御理解いただいたということを御説明されていたかと思うが、こういう会議体を廃止するということで、その協議会の委員に個別に訪問して廃止を決めたという事例は過去にあるのか。

奥井社会教育課長

そうした事例は特に確認はしておりません。

矢作いづみ委員

その進め方は特に問題はないのか。運営協議会の中で協議をする必要はないということか。

奥井社会教育課長

附属機関の統合といったことについては、当該附属機関の承諾が必須ということではないという理解をしております。

矢作いづみ委員

2月の会議録を私も読んだが、これでその協議会がなくなるということが全く出ていなかったわけで、積極的な御意見もあったかというふうには読み取った。そういう意味では、きちんとした手続をする必要があったのではないかと思うが、再度確認したい。

奥井社会教育
課長

令和7年度に入ってから、この二つの附属機関を統合していこうかという方向性になりましたものですから、令和7年2月の段階ではそこまでの方向性が確定していなかったということもございますので、タイミング的には難しさがあったということもございます。

矢作いづみ委
員

先ほど個別に訪問して、廃止ということに御了解いただいたということを確認していないとおっしゃったが、これは確認をしていただきたいと思う。物事を進めていくときには、やはり協議会なので、協議をするというのは非常に重要であって、個々の人が了承したから廃止をして、認められるというものではないのではないかと思いますので、そこは確認していただきたいと思う。

それで、生涯学習というところで、社会教育と親和性が高いということで、先ほど課長から御答弁があったが、私も改めて社会教育と生涯学習ということについて調べたが、むしろ生涯学習のほうが誰もを対象にする事業であって、社会教育というのは大人を対象とするという部分では、生涯教育の中に社会教育が位置づけられるということではないかと思うがそこはいかがか。

奥井社会教育
課長

非常に簡単に申し上げますと、おっしゃるとおり、生涯学習のほうが概念としては広いということがございまして、生涯学習から家庭内の教育とか、学校教育をなくしていくと、残るのがおおむね社会教育という

ことになろうかと思えます。

矢作いづみ委員

それを社会教育委員会議の中に議論を入れていく、条例の規定もないというところで社会教育委員会議というのは教育長からの提案で議事が進められていくという認識だが、社会教育を担保できるということが理解できないが御説明いただきたい。

奥井社会教育課長

生涯学習推進センターでは学校教育は当然やっておりませんし、家庭教育もやってはいないということを考えますと、事業を提供する側からすれば社会教育でありますし、事業を受ける側からすれば生涯学習というふうに両面から捉えることができますので、何か異なるものとは考えておりません。

矢作いづみ委員

課長が今御答弁されたことだが、これを廃止していくということになるとやはり生涯学習の保障という部分が担保されなくなっていくのではないかなということが懸念されるわけだが、社会教育は非常に重要で、並木東小学校跡地ということで施設としても十分な施設があるわけで、ある意味ではもっと可能性を広げていける分野ではないかと思う。市長がよくおっしゃっているが、やりたいことができるまち、可能性が広がるまちという点では、まさにこの生涯学習をもっと重要視していく必要があると考える。先ほど尊重していくというようなお話もあったが、逆

行しているイメージがあるがそこはいかがか。

奥井社会教育
課長

これから生涯学習事業を活性化していく上で、まずは附属機関ということを考えましても、最終的には5人の委員だったのですが、社会教育委員会議のほうに議論の場が移りますと十五、六名と単純に数が増えて、いろいろな視点からの議論の活性化ということが期待できると考えております。

またこれまでも、この生涯学習推進センター運営協議会におきましても例えばいろいろな世代とか、外部の機関と連携していくべきだというような御意見をいただきまして、近隣の高校との連携も充実してきているということもありまして、できる限り若い世代も含めて多くの方に生涯学習推進センターを知ってもらうための事業も推進しておりますので、これは引き続き活性化をしていきたいと考えております。

矢作いづみ委
員

確認だが、今回社会教育委員を増やしていくというお話があったかと思うが、何名増えるのか。

奥井社会教育
課長

まだ確定ではございませんが、一、二名の増員をできればと考えております。

矢作いづみ委

それは条例上に入っている人数の中に含まれるということになるの

員

か。そこを変えなければいけないということではないのか。

奥井社会教育
課長

社会教育委員条例の中では、定員が20名となっております、定員の枠の余裕がございますので、現状の規定の中で増員ができるというものでございます。

赤川洋二委員

令和5年度に機構改革で生涯学習推進センターが社会教育課に属する施設になったということだが、当時の経緯と生涯学習センター運営協議会の議論はどういうものがあつたのか、また社会教育委員会議もそれが出たのではないかと思うが、当時どういう議論があつたのかお聞きしたい。

奥井社会教育
課長

生涯学習推進センター運営協議会では、この機構改革に関しては情報提供を行いました。社会教育委員会議については、今年2月の会議で生涯学習推進センターに関しても今後議題の一つに加えていきたいということをお願いをしたところでございます。

赤川洋二委員

当然、情報提供したときに生涯学習推進センター運営協議会で意見などが出たと思うが、それをお聞きしたい。

奥井社会教育

令和5年度の機構改革につきましては、それによって直ちに運営協議

課長

会をどうこうするという具体的なところまで言える状況でもなかったもの
のですから、純粹に運営協議会の中で機構改革のことを説明したという
ことになっておりまして、議事録からはそれ以上の何か意見交換という
ものは確認はできないと思います。

赤川洋二委員

生涯学習推進センター運営協議会ということで、廃止に対する合意が
必要なわけではないと思うが、議論されたような感じが私もしなかつ
た。先ほど個別に訪問したという話だったが、生涯学習推進センター運
営委員の中から、それに対する反対の意見などが出たわけではないのか。

奥井社会教育
課長

各委員を一人一人訪問し、御説明を申し上げまして、反対意見はござ
いませんでした。

石本亮三委員

令和5年度の機構改革でなったという話があったが、時期は令和5年
4月か。

奥井社会教育
課長

そのとおりでございます。

石本亮三委員

確認だが、生涯学習推進センターの校庭に保健所ができるということ
が、その後市長選挙を経てから決まったわけだが、そうすると、例えば

校庭を使ったスポーツも生涯学習の一環と捉えることができる。決めるときには今回廃止する運営協議会で議論はあったのか。

奥井社会教育
課長

令和6年度の生涯学習推進センター運営協議会におきまして、その当時決まっている範囲で保健所を建てる候補地となって、何年か後にグラウンドが使えなくなる見込みであるといった情報は共有しております。

石本亮三委員

私のイメージだと先ほど池田部長からはいろいろな生涯学習推進センターの経緯などを見て、この10年ぐらいは、失礼な言い方だが、地域のまちづくりセンターのOne of themの一つとして生涯学習推進センターも事実上同じような機能で、私が初当選したころの生涯学習推進センターと随分展開が変わったと思っている。そうすると今後はこの社会教育委員会が公民館機能を議論する場という位置づけで、今回廃止、統合していくということによいのか。

池田教育総務
部長

生涯学習推進センターの機能として石本委員からの御指摘というのは私にとっても非常に耳の痛いお話でございまして、実は正直に申し上げて自分ももっと違うことができるのではないかと考えています。社会教育というとやはり社会教育法でがっちりやるべきこと、やらなければいけないことが定められておりますけれども、生涯学習はあくまで概念で、例えばまちづくりセンターの中で現在行われている公民館事業とは一線

を画した、もっと違うことができるのではないかとずっと思っていました、今回ある意味これを機にさせていただいて、社会教育委員会議の中でも我々のほうから少しそういう協議の提案といったこともぜひさせていただきたいと思っていますところです。

石本亮三委員

生涯学習推進センターで、前回の参議院議員通常選挙の期日前投票所を3日間やっていたが、例えば参議院選挙は今回の衆議院議員総選挙と違って突然起きるわけではなく日にちが決まって始まる。あのときは確認の議論や、その後の総括などは運営協議会でしたのか。

奥井社会教育
課長

選挙関係で施設をどう使ってもらうかについては、生涯学習推進センター運営協議会の議事録を見る限りは、そういったものの記載はなかったです。

石本亮三委員

生涯学習推進センターに期日前投票所を設けることは、要するにその3日間だけだが事実上止めることになるので、いかがなものかという話が1件寄せられた。今後、例えばまちセンに期日前投票所をつくればそういうところをお願いする可能性が非常に高くなってくるわけで、今回も柳瀬まちづくりセンターなどでやっているが、社会教育委員会議でも投票所に関する議論は全くないということか。

奥井社会教育
課長

全ての会議録を見てはおりませんが、特になかったかと思っております。

矢作いづみ委
員

先ほど池田部長から生涯学習についてもっと違うことができるのではないかということで話があった。今回条例廃止ということで社会教育委員会に統合されていくところだが、私もそういうことであれば残すべきではないかと思うところがあるが、御説明いただければと思う。

池田教育総務
部長

まず実態として運営協議会は現在5名の委員で、しかも生涯学習の専門的な方というのが正直見当たらないといえますか、1人いるとしたら、生涯学習を進める所沢市民会議という組織の代表者が入っていただいているという実態はございます。一方、次年度からは社会教育委員会議の現在14名いらっしゃる委員を一、二名増やさせていただいて、そこに例えば生涯学習の関係の方を入れさせていただいて、現状でも社会教育委員の中には大学の研究者が3名いたり、社会教育に係る各部門の代表の方々なども入られてはいるような状況で、いわゆる概念としての生涯学習の最も中核を担うのが社会教育というふうに我々は捉えております。ですから、社会教育の頭脳といったところの方々が生涯学習を語っていただくことは、非常に有効なのではないかということから、先ほどの発言になっていると御理解いただければと思います。

矢作いづみ委員

先ほども申し上げましたけれども、委員を個別に訪問して、議決というか、物事を進めていくということはこの運営協議会に関わらず、所沢市の中でこういう進め方がされることがあまりあっていいことではないと思う。そういう点で過去にあったかどうかということについてお答えいただきたい。

奥井社会教育課長

確認できる範囲で確認をしていきたいと思います。

池田教育総務部長

先ほどのお答えとかぶる部分があるかもしれませんが、いわゆる附属機関を廃止する、その廃止する最終決定権は議会でございます。

なお、そういった審議会を廃止しようと決めるのはあくまでも行政の責任において決め、それを議会にお諮りするというのが手続だと思っておりますので、例えばある審議会の最後の会議でここを解散しますという議案といいますか、協議をやるというのは私は今まで見たことがないと思っております。

矢作いづみ委員

部長はそうおっしゃいますが、組織があるわけですから組織に関わることはやはりその組織の中で議論することが私は民主的な進め方としては重要なことなのではないかと思う。もう1回聞くが、こういうようなことでこれまで個別で結論を持っていくということがほかにあったの

か。

池田教育総務
部長

私も存じ上げる限りそういったようなことは多分やっていないと言いますか、むしろそういった附属機関の中で、その会議体を解散するといった協議を行ったところがないのではないかと考えています。そのため、今回委員を個別訪問したというのはむしろ丁寧にやらせていただいたという認識でございます。

【質疑終結】

【意見】

矢作いづみ委
員

日本共産党所沢市議団を代表して議案第36号について反対の立場から意見を申し上げます。生涯学習は生涯にわたって行うあらゆる学習機会であり、市長の目指すやりたいことができるまち、可能性が広がるまちづくりと今回の条例廃止は逆行するものと言わざるを得ません。

今回の条例廃止により、ほかの条例や規則に置き換えることもなく、社会教育委員を増員するとのことですけれども、生涯学習の推進が狭められていくことが懸念されます。よって今回の条例廃止には反対いたします。

【意見終結】

【採決】

議案第36号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前10時40分)

(説明員交代)

再 開 (午前10時41分)

○議案第38号「工期遅延による損害に係る和解について」

【補足説明】なし

【質 疑】

石本亮三委員 確認だが、そもそもこの工事の契約は今回のようなことになったときの条項はどうなっていたか。

市村教育施設 当初の契約でございますが、令和5年7月13日から令和6年2月2
課長 9日までです。

石本亮三委員 今回は業者が損失補償しているわけで、そうした損失補償の規定はどのような契約になっていたのかを聞きたい。

市村教育施設 契約は契約約款に基づきまして、契約課のほうで契約を取り交わした
課長 原本はあるという状況になっております。

石本亮三委員 なぜそこを確認しているかという、相手に瑕疵があるのかとヒアリングで聞いて分かったけれども、市内業者だから、今後市と仕事をしていく上で市の優越的地位を使って、要するに、しようがない、和解となったかもしれない恐れがあるので、まず契約内容を確認させてもらいたい。こういうことが起きたらどういう損失補償をするのか。

新年度予算でも雑入のところ、し尿処理だと思うが、損失補償みた

いなものがある、し尿処理は1回幾らだと明らかに計算ができるから雑入で、これは和解の議案まで出てきているわけだから、その辺がどうなっているのかを、契約内容は大事だから確認したい。

市村教育施設
課長

約款上に様々な条項がございます、その中で該当するであろうといところが幾つかございますが、そういうときは契約解除をするとか、工期延長すればいずれ完成するものは含まないとか、そういう文言が含まれておまして、条項の中では、罰するという事に該当するような文面は特にはないと認識しております。

石本亮三委員

そこは大事なところだから確認するが、損失補償の規定がなかったのか。

市村教育施設
課長

建設工事請負契約約款第54条におきまして、発注者の損害賠償請求などが定められておりますが、当該条項では、工期内に工事を完成することができないときを要件の一つとして挙げております。本工事におきましては、工期延長の変更契約を締結しておりますことから該当とはなりませんということで、うちのほうは判断しております。

また、同条で定める違約金につきましても、その要件である契約解除や債務の履行拒否、債務の履行不能に該当しないと判断しております。

よって、本和解条項である損害賠償の支払いの根拠は、民法第415

条の債務不履行を根拠としているものです。

石本亮三委員 元々、この設置工事の契約は何年何月から何月までで完成するという契約であったか。

市村教育施設 先ほど申しました令和5年7月13日から令和6年2月29日の契約
課長 でございます。

石本亮三委員 令和5年7月13日から令和6年2月29日だけでも、議案資料ナンバー2の114ページを見ると、令和7年9月までの損失補償額が出ていて、工期延長したということで、それをしたのはいつか。

市村教育施設 工期変更でございますが、合計5回変更がございます。
課長 令和5年7月13日から令和6年2月29日まで、令和6年3月29日まで、令和6年8月30日まで、令和6年12月27日まで、令和7年3月31日まで、令和7年12月26日までです。

石本亮三委員 工期延長をかけるときに、どのようなチェック体制だったか。

市村教育施設 その都度理由はございますが、最初の1、2回目につきましては、電
課長 線で使うケーブル類が能登半島地震で入手が困難で、令和6年8月30

日まで、未納ということで工期変更しておりまして、3、4、5回目につきましては、メーターの取付けが完了しないということでそれぞれ延長しております。

石本亮三委員 メーターの取付けがされていないということで、元々先方の職員の人的ミスであるが、途中で気づく機会はなかったのか。

市村教育施設
課長 この工事は営繕課に依頼している工事でございます。営繕課の職員はその都度東京電力への申込みを確認していたので、虚偽の報告と申しますか、回答がその都度伝えられたということです。

石本亮三委員 営繕課は、3回目のときには申し込んでいると言われて、4回目も申し込んでいると言われて、5回目になって初めておかしいと思ったという事か。

市村教育施設
課長 この申込みの不備があったことが発覚したのは、令和6年11月18日にメーターの取付けということで現地で待ち合わせをしていたところ、代理人と東京電力がいらっやらない。実は申請されていなかったことが発覚したということでございます。

石本亮三委員 3回目のときにメーターを申し込んでいるということでそれを信じる

のはしようがないと私も思う。しかし、4回目、要するにこのメーターに関して2回目のときに営繕課はまた信じたということか。

市村教育施設
課長 11月18日の時点では、その時に発覚したということで届け出をすぐ再開しておりまして、令和6年11月22日に東京電力の申請を開始したということでございます。

石本亮三委員 3回目、4回目、5回目の工期延長を決めた日はそれぞれいつだったか。

市村教育施設
課長 1回目が令和6年2月1日、2回目が令和6年3月25日、3回目が令和6年8月30日、4回目が令和6年12月23日、5回目が令和7年3月28日です。

石本亮三委員 東京電力に申し込んだのが令和6年11月18日だったか。

市村教育施設
課長 11月18日に申請の不備が発覚いたしまして、すぐに、11月22日には請負業者が東京電力に新しく申請をしております。

石本亮三委員 4回目が令和6年12月23日で、ただ延長したということか。

市村教育施設
課長

メーターの申請のために工期を延長したということです。

石本亮三委員

このときには当初の工期から相当延びることが確定していたのか。

市村教育施設
課長

このときは、令和7年3月31日にどうにか短縮して取り付けるという報告がありました。

松本明信委員

何回も確認していたと思うが、東京電力に申請しているというエビデンスなどを請求しなかったのか。また、担当者が途中でいなくなったということだが、どの時点で担当者が変わったのか。

市村教育施設
課長

営繕課の担当職員に確認しましたところ、特に書面等は残っていないということです。代理人は令和6年11月18日に連絡が取れなくなつたと聞いております。

松本明信委員

工期が決まっているわけだから不思議に思わなかったのか。これで間に合うのかと。

池田教育総務

メーターを取り付けるための手続に不備があったということですが、

部長

私どもが営繕課から報告を受けているところで申し上げますと、東電への申請から実際にメーターの取付けができるまでに9か月かかるということだったので、その合間に営繕課の職員が大丈夫かということを確認していた程度であったのだらうと思われます。9か月あるからエビデンスを取らないと、というようには営繕課の職員も認識していなかったのではないかと考えております。

石本亮三委員

間に合わなくて和解まで行くことになりそうだと分かった時期はいつ頃か。損失が発生しているわけで、損失の発生が見えてきた時期は大体いつ頃であったか。

市村教育施設
課長

ケーブル未納ということで工期延長を2回しておりますけれども、それを過ぎた時点で、実際には11月18日にこの出来事が発覚したわけですが、まず私どもはメーターを取り付けるのを優先してもらいたいというのをお伝えして、最長9か月ぐらにかかるといのはもちろん認識しておりましたので、あまりにも日にちがたった時点では、メーターを取り付けるまでは、まずはそちらを優先して、その後その日数を計算させていただきまして、相当な電気料金になるものですから、取り付いた時点で再認識したということです。

石本亮三委員

この工事は議会の予算を通っているわけで、まず、議長に報告すると

いう気はなかったということか。工期延長すると分かっているなら、私のイメージだと教育委員会は丁寧に説明に来るというイメージがあるが、これに関してはなかった。まず議会への説明についてどう考えていたのかをお聞きしたい。

池田教育総務
部長

例えば、予算で言うところの繰越ですとか、継続費ですとか、議案として出るということで議会には御説明の代わりになるとは思っていたところですが、今回は繰越、繰越で、今度は事故繰越というものになってしまい、この事故繰越の場合についての議会に対する手続としては、いわゆる諸報告という形で、現状のシステムがそうなっていることから、そのシステムに乗っかるということで、令和7年6月定例会議の諸報告の報告事項の中に事故繰越というのが入っておりまして、それをもって議会に対する報告という認識でいたということで、石本委員がおっしゃったような正副議長に個別にお話すべきだったのではないかというような御指摘だとしますと、そこは私どもの配慮が足りなかったかなと思います。

石本亮三委員

決算特別委員会委員だったが、教育委員会の質疑のとき、最初に決算特別委員長が何かございますかと確認したところ、特にございませんと言われた。もし、ある程度こういうことが起きていますと言っていたら当然決算委員会でも質疑が入ったと思うが、特にございませんという範

困ということによろしいか。

池田教育総務
部長

石本委員の感覚は非常によく分かるところですが、まだその段階では工事に伴っての損害も確定しないというような状況下にあったということから、中途半端な御説明になってしまうということも含めて考えると、そのタイミングではなかったかなという認識がございました。

石本亮三委員

今回の業者は今後の入札でしばらく辞退していただくとか、お控えいただくとかというのは今回の事件ではなかったということによろしいか。

市村教育施設
課長

契約課からは特にそのような報告は受けておりません。

松本明信委員

この会社は中富のいい会社で、よく知っているからちょっとびっくりしていて、和解に至る金額査定も妥当だと思うが、このやり取りに対して、今のペナルティもそうだけど、ケーブルの未納というのは不可抗力だが、メーター取付けの虚偽の申告というのは、会社としては完全に自分の会社の管理不行き届きだということで和解は成立したと思うが、その辺の感触を聞きたい。

市村教育施設
課長 今回の件につきましては、北産電設の社長ですが、当社の不手際とい
うことで深くお詫びをされて、和解にも応じていただいたということ
です。

矢作いづみ委
員 令和6年11月18日にいろいろと発覚したということで、その後い
ろんな経緯があって今回和解の議案が出てきていると思うが、弁護士が
入ったりとかいろいろあったかもしれないが御説明いただきたい。

市村教育施設
課長 弁護士相談を受けておりますし、普通であれば損害賠償で請求すると
いうことになりますけれども、裁判外の和解で進めることができるので
あれば、そういうことも可能ですとお答えを受けております。

矢作いづみ委
員 例えば、何回交渉をして、和解の合意がいつ頃できて、今回議案が出
ることになったか。

市村教育施設
課長 仮示談書につきましては、令和8年1月14日です。二、三回ほどや
り取りさせていただきました。

矢作いづみ委
員 石本委員からも質疑があったが、たしか北産電設はAランクというこ
とだったかと思うが、今回の事案でランクの扱いが変わるということ
はないということか。

市村教育施設
課長

特に総務部からそのような報告は受けていません。

福原浩昭委員

ペナルティ規定はないということによろしいか。ランクがそのままという話があって、それがいい悪いではなくて、ペナルティに関することはないということによろしいか。

池田教育総務
部長

例えば、会社の社員だとかが事件を起こしてしまうと、指名停止処分が行われることはあります。今回の案件が指名停止になる基準の中の何かに抵触していて、これに当たるというような判断が総務部のほうであれば、そういった委員会が開かれて、指名停止何か月という処分が下るということはあると思いますが、今この段階で和解という形の議案を提出させていただいておりますので、この結果を受けて総務部がどう考えるのかということではないかと思っております。

福原浩昭委員

細かい日程のやり取りとか、いつどうのこうのという経緯はよく分かった。いつものことだが大事なのは再発防止策だと思うが、その辺はどう考えているのか。

市村教育施設

まず営繕課のほうには再発防止ということで、より一層、工程の管理

課長 やっていただくようにはお願いしております。会社のほうもチェック体制を強化するという事は聞いております。

池田教育総務
部長 追加させていただきます。これだけ大きな工事関係になりますと、どうしても営繕課に執行委任という形で工事をお願いしなければいけないのですが、発注者はあくまでもこちらになりますので、任せきりということもいけないということから、担当課が営繕課と一緒に、必要に応じてチェックに入るとか、営繕課に要求するということがこれまであまりやられていなかったのかなという反省も踏まえまして、そういったことにも努めてまいりたいと考えております。

福原浩昭委員 そのとおりだと私も思う。要は内部統制ができていないということだ
と思う。今までそういう事例がなくて、今回は先方が一方的に悪いと認
めていただいているとおりにかと思うが、だからといって監督責任がない
わけではないということを考えていくと、細かい部分でのチェック項目、
そして、工程管理の話があったが、工程管理に関する会議は行われてい
なかったということによろしいか。

市村教育施設
課長 工程管理という意味では、打合せは定期的に行っていたと報告を受けて
います。

福原浩昭委員

そういうやり取りは文書に残っていないのか。例えば、そういう打合せをやりました、確認しましたと。もしくは、今回東京電力への申請をやっていなかったということがあった。書面のナンバーはチェックしているのかとか、要はトレーサビリティできているのか。

市村教育施設
課長

書面について、今回の案件については一切営繕課には残っていないということでございます。

福原浩昭委員

今後その辺の体制を整えていく考えみたいなものをお示しいただきたい。

池田教育総務
部長

今の福原委員からの御指摘はごもっともと私も思っておりますので、我々の直接の工事の場合もちろんですが、営繕課に対しましては本日いただいた御意見を必ずお伝えさせていただいて改善を求めてまいりたいと思います。

赤川洋二委員

今回弁護士が間に入って和解まで持っていったが、今回の和解の額というのは純粹に売電収入ですよ。損害賠償請求という意味において、売電収入以外にも何かあったと思うが、弁護士と話す中で、あったけれども認めたのがこの売電収入だったのか。弁護士とのやり取りを確認したい。

市村教育施設 課長 和解でいただきます約212万円ですが、太陽光発電設備がついてい
れば買わなくてよかった電気料金と、余剰分として東京電力にお売りす
るお金を合算した金額になっています。

池田教育総務 部長 話が錯綜したのでまとめます。算定額の約212万円の内訳でござい
ますが、まず今担当課長から御説明がありましたとおり、本来であれば
太陽光発電によって賄えたはずの電気を買わなければいけない期間があ
り、その分が約182万5,000円になります。あと、太陽光発電が
ついていれば余剰電力を売れたであろう分、この金額が約29万5,0
00円ということで、合計が約212万円という算定でございます。

赤川洋二委員 実際に市が受けた損害というのはこれだけではないと思う。損害賠償
請求というのは物理的な金銭以外に、当然法律上は損害というのはあり
得る。弁護士も何か算定したと思うが、最初から弁護士もこれだけしか
請求できないということだったのか。

市村教育施設 課長 市の顧問弁護士にお話をしたところ、やはり電気代のほうが明確にで
きるということで、そのほかの部分については算定が難しいという御意
見はいただいております。

赤川洋二委員 三ヶ島小学校でいろんなことを計画していたのかなと思うが、学校側に対しては影響がなかったのか。

市村教育施設課長 学校運営につきましては、この工事が遅れたことにつきまして影響はございません。

赤川洋二委員 そちらの立場はそうかもしれないが、当然学校側も太陽光発電をつけて、教育にもつながるわけで、スタートするときにはいろいろ計画していたとか、その辺を学校側から聞いていないか。

市村教育施設課長 校長先生以下、教頭先生にも報告はさせていただきましたけれども、そういうお話はございませんでした。

赤川洋二委員 今の段階でこういうことが起きたということになると、今までも発注する場合の書類のチェックとか、その辺がちょっと甘かったのではないかなど。先ほど東電に対する電力の申請はすごく重要なことであって、契約するときにはそこからスタートしなくてはいけない。そこを見過ごし、てしまっているということは民間では考えられない。私も民間でそういう仕事をしたことがあるが考えられない。そういうことをやったら損害賠償請求で売電収入どころではない、もっと違約金とかを取られる。民間ではそういうものだけれども、今回そういうチェック体制が甘かった

ということで、全体のマニュアルも含めて見直して、起こらない体制を、伝えるということだったが、私としては伝えるだけでは足りないと思っ
ていて、その辺をもうちょっときつめに伝えていってもらいたいと思う
がどうお考えか。

池田教育総務
部長

繰り返しになりますが、我々の判断で決定できる案件であれば私の責
任においてそういうお返事はさせていただきますが、今回の案件は執行
委任している先があるということもございますので、ここで委員の皆様
からいただいた御意見については私の責任においてきちんとお伝えさせ
ていただいた上で、対応をしっかりとやってもらいたいということで、
そこは強く伝えていきたいと思えます。

石本亮三委員

違約金を普通求めるわけで、これ常識ですよ。違約金を求めないとい
うことは、先方の業者が悪いとヒアリングで説明しているけれども、
実は市にも瑕疵があったのではないか。だから違約金を求められない事
情があるのではないか。それは本当になんと言いきれるのか。今後体育
館のエアコン設置とかいろいろな事業が待っているわけで、同じことが
起きてもまた違約金を求めないのか。本当に市に瑕疵はなかったのか。
絶対ないと言いきれるのかどうかというのをここで確認しておきたい。
違約金がないということに対してすごく違和感がある。

市村教育施設
課長

違約金という意味とはちょっと違うと思いますが、実際に工期延長は請負業者からの要望で延期をするわけですが、5回につきましては市が認めた工期延期でございますので、瑕疵があったかなかったかという御質疑でございますが、令和7年12月26日までは市が認めた工期延期をしているということがございます。

石本亮三委員

三ヶ島小学校から何もなかったというが、2000年の大阪教育大学附属池田小学校の事件から学校施設に対する部外者の侵入というのは非常に神経をとがらせてきている歴史があるわけで、工事が延長となるということは当然部外者が立ち入るわけで、それに対して本当に学校の校長先生から何の問合せもないのか。それはそれで問題ではないか。

市村教育施設
課長

工事の社員でございますけれども、もちろん学校には御挨拶するのと、必ず名札、あとは腕章、そういうものできちんと出入りしていたということでございます。

石本亮三委員

普通はこの手の工事をするといろいろな車両が立ち入るわけで、当然学校の敷地内に車両が入るわけだから、小学校ですよ、中学校ではなくて。小学校の低学年のこどもとかがいるような施設だから、車両が入ったりしたらすごく神経をとがらすのが校長先生の立場かと思う。名札をつけるとか、そんなのは当たり前で、校長先生から延期になること

に対して、なぜですかとか、おかしくありませんかとか、そういうことは全くなかったということによろしいか。

池田教育総務
部長

工事そのものが延長されて行われていたということではなく、例えば、ケーブルが入ってこないとか、手続ができなかったからメーターが取り付けられない間は止まっているわけで、要は出入りが無いという状況もあったので、学校のほうからは特にそういったクレームにはならなかったのかなと思っているところです。

休 憩（午前11時25分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前11時27分）

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第38号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩（午前11時28分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前11時47分）

散 会 (午前11時48分)

市民文教常任委員会

令和8年2月27日(金)

開 会 午前 ・ 午後 10時 0分
散 会 午前 ・ 午後 11時48分
場 所 第4委員会室

委員長	谷口 雅典	✓
副委員長	神戸 鉄郎	✓
委員	石本 亮三	✓
〃	赤川 洋二	✓
〃	矢作 いづみ	✓
〃	松本 明信	✓
〃	佐野 允彦	✓
〃	福原 浩昭	✓

議長	粕谷 不二夫	
----	--------	--

●出席表

【市民文教常任委員会】 令和 8 年 2 月 27 日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
教育総務部		部長	池田 淳
教育総務部		次長	三上 佳明
教育総務部	教育総務課	課長	川島 一禎
教育総務部	教育総務課	主幹	小城原 光貴
教育総務部	教育施設課	課長	市村 浩昭
教育総務部	教育施設課	主査	清水 秀一
教育総務部	教育施設課	主査	木村 昌人
教育総務部	教育施設課	主査	長浜 康仁
教育総務部	教育施設課	主任	岡田 望
教育総務部	教育施設課	主任	村田 直哉
教育総務部	教育施設課	主事	野澤 尚人
教育総務部	社会教育課	課長	奥井 祥三
教育総務部	社会教育課(生涯学習推進センター)	所長	藤巻 幸子

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	主査	仲 幸織
議会事務局	主任	宮地 亮太